

令和4年事業計画

我が国においては、少子高齢化が急速に進展する中で、令和3年4月から施行された改正高年齢者雇用安定法では70歳までの就業機会の確保について、努力義務が設けられています。その為会員の高齢化がより一層進むことが予想されています。こうした中で、生涯現役社会を実現するため、働きたいと願う高齢者の就業率を高めていくことが重要であり、この担い手であるシルバー人材センターに向けられる地域社会の期待は一層大きなものになっています。今年度も引き続き高齢世帯の家庭支援や空き家対策、放置田管理等に意欲的に取り組みます。また、会員の皆様に地域の実情に合った、高年齢者が安心して就業ができる機会の提供と「自主・自立、共働・共助」という基本理念のもと、高齢者の就業に関して、安全と適正さに配慮しつつ、役職員・会員一丸となって事業推進に取り組むことにより地域社会に貢献し、その期待に応えていきます。

魅力あるシルバー人材センターを目指すためには、会員の拡大はもとより合わせて人手不足分野及び現役世代を支える分野の就業先開拓・拡大が急務となっています。公共・企業・各種団体への訪問によりシルバー人材センターのPR・就業開拓に努めてまいります。

今年度も、すべての会員が自身の健康と安全意識の向上、「安全なくして就業なし」安全・安心就業への取り組み、事故ゼロを目指し、職域班による会員のペナルティ制度、無事故会員表彰制度も実施し、安全パトロールの強化、安全適正就業基準を遵守しながら、安全就業に取り組んでまいります。

今年度も公益法人として、公益性・公共性を重視し、地域社会に貢献する為に、会員によるボランティア活動と普及啓発活動を実施します。

以下、項目ごとに報告します。

I 公益目的事業

1. 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供

- (1) 「シルバー人材センターだより」を各戸へ配布する。 (8月、2月) 30,000部
- (2) 各町広報誌の配布時に会員募集等のチラシを依頼する。
- (3) ホームページ <http://chuban-sc.com> を随時更新する。
- (4) ハローワークによる会員募集のパンフレットの展示・紹介
- (5) 会員向けに「シルバー歳時記」を毎月発行し安全就業その他の情報を提供する。
- (6) SMSによる情報発信

2. 高年齢者の就業に関する調査及び研究

- (1) 先進地シルバー人材センターの視察研修

3. 高年齢者に対する就業相談の実施

- (1) 本部事務所及び事業所等において随時実施する。
 - (2) 入会説明会時に個別に就業相談を実施する。
4. 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）の機会の確保及び提供
- (1) 一般家庭、企業、公共団体への訪問等により積極的なPR活動を実施する。
5. 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係わる就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催
- (1) 安全講習会 ・ 剪定講習会 2 回 ・ 草刈講習会 1 回 ・ 安全パトロール 36 回
・ 剪定初心者向け講習会 3 回
 - (2) 家庭支援等講習会 ・ 料理講習 1 回 ・ 障子／襖講習会 1 回
 - (3) 入会説明会 ・ 24 回（第 2・4 火曜日/毎月）
 - (4) 地区別懇談会 ・ 20 会場
 - (5) 職域班会議 ・ 剪定班会議 1 回 ・ 草刈班会議 1 回
・ 剪定班長会 6 回 ・ 草刈班長会 6 回
 - (6) 地域班長会 ・ 2 回
 - (7) 派遣教育訓練 ・ 18 回
 - (8) 適正就業ガイドライン ・ 24 回 入会説明会時に実施
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (1) シルバー派遣事業
（公社）兵庫県シルバー人材センター協会が実施するシルバー派遣事業の実施事業所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務に係わる雇用を希望する高年齢者にシルバー派遣事業を実施する。
 - (2) 有料職業紹介事業
（公社）兵庫県シルバー人材センター協会が実施する有料職業紹介事業の実施事業所として、高年齢者の就業に適した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務に係わる雇用を希望する高年齢者に職業紹介事業を実施する。
 - (3) 社会貢献活動に関する事業（ボランティア、普及啓発活動）
 - (ア) 3 町の公共施設等の剪定、草刈、草引き、清掃などの奉仕活動の実施
 - (イ) 地域のイベント等に合わせて普及啓発活動の実施
 - (4) 高齢者活躍人材確保事業
スマホ講習会
9 月 中旬予定（受講者数 10 名）

II 法人事業

1. 定時総会の開催

- ・日時 令和4年5月30日(月) 13:30 から
- ・場所 中播広域シルバー人材センター 本部 多目的ホール

2. 理事会の開催 8回

定款第22条第3項に規定する代表理事及び常務理事の職務の執行状況の報告を含む。

3. 監事監査会の開催 2回

令和4年4月、令和4年10月(中間監査)

4. 役職員が一体となり、会員拡大の推進、民間事業所、一般家庭及び公共団体を対象に受注開拓に努める。